

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方的に承認する大統領令に署名し、2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。国際連合総会においてもウクライナ国内からのロシア軍隊の即時完全かつ無条件撤退が圧倒的多数で決議された。このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、また核兵器の使用を示唆するような発言に対し、最も強い言葉で非難する。

ロシアは国際社会の強い自制の求めにかかわらず、侵略行為を継続しており、首都キエフにまで侵攻している。現時点でウクライナから国外に逃れた難民は300万人以上、民間人死傷者は数千人以上と伝えられており、被害の拡大も深く憂慮される。

出雲市議会では平成18年に「非核平和都市宣言」を行い、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、核兵器と戦争の根絶、世界平和の実現を訴えている。国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権、一体性、独立を支持することを改めて表明し、日本政府が経済制裁や人道支援において、G7をはじめとする国際社会と一致した措置をとることを支持する。重ねて、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年(2022)3月18日

出雲市議会